

令和8年2月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

## 2 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和7年12月分)	・・・	1
2. 「整備管理者選任後研修」のご案内	・・・	5
3. 「乗務員向け講習会(初任運転者及び事故惹起運転者)」のご案内	・・・	12
4. 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて	・・・	15
5. 第2回化学物質管理強調月間実施要綱(厚労省)	・・・	19
6. 令和8年度「安全衛生標語」募集のご案内	・・・	23
7. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・	30
8. 会員名簿の変更等について(令和8年2月)	・・・	31

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について  
 (令和7年12月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和7年12月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

**令和7年12月の運賃指数の概要**

1. 令和7年12月の運賃指数は、前月比5ポイント増、前年同月比1ポイント減の146となった。
2. 12月末現在の求車登録件数は、191,338と前年同月比16,870減(8.1%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,719
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	217,446

※令和7年度は令和7年12月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

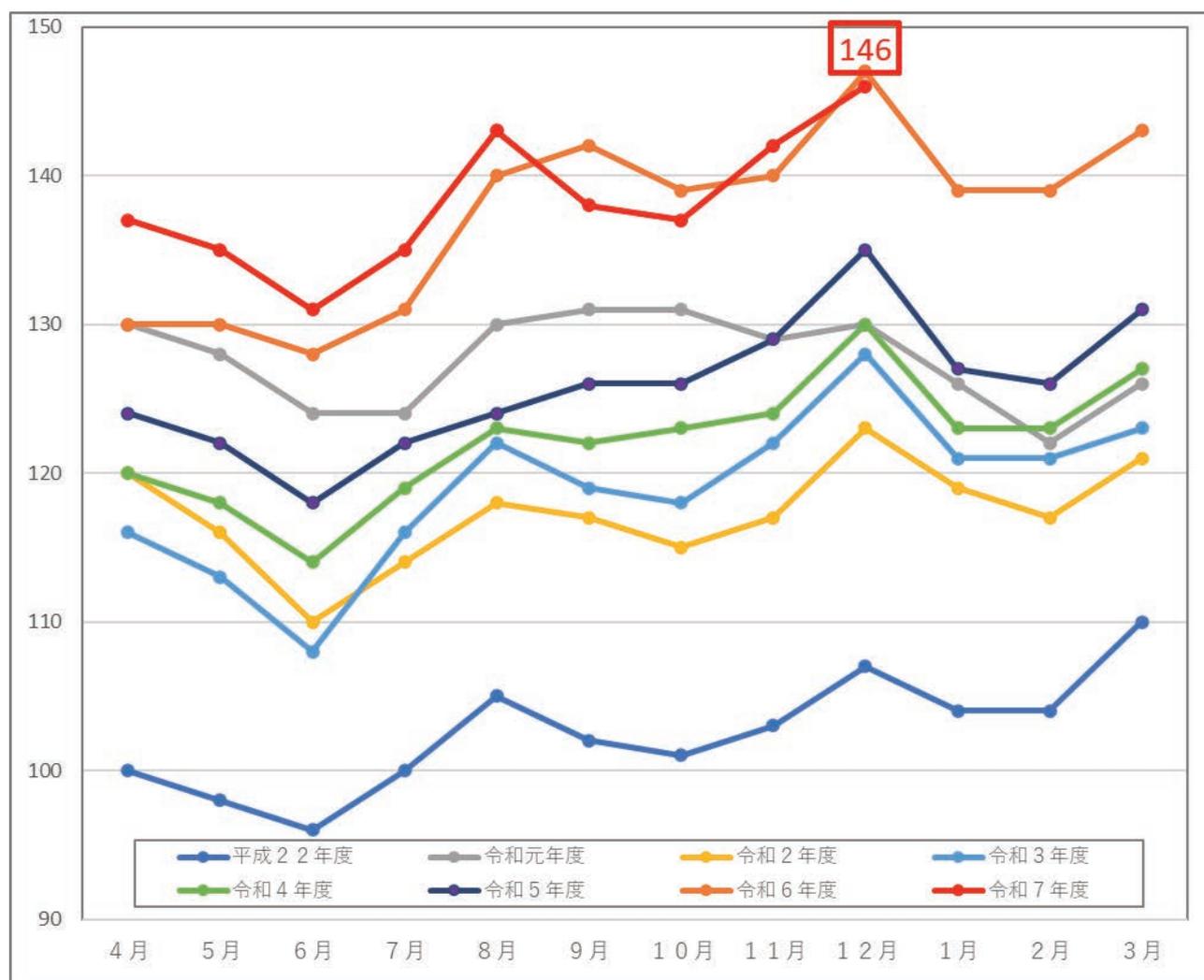
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	1,256,120

荷物情報 (求車)	令和7年12月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	191,338	-16,870	-8.1%	19,198	11.2%
成約件数	23,358	183	0.8%	-155	-0.7%
成約率	12.2%	1.1ポイント	—	-1.5ポイント	—

### 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	135	143	138	137	141	146			

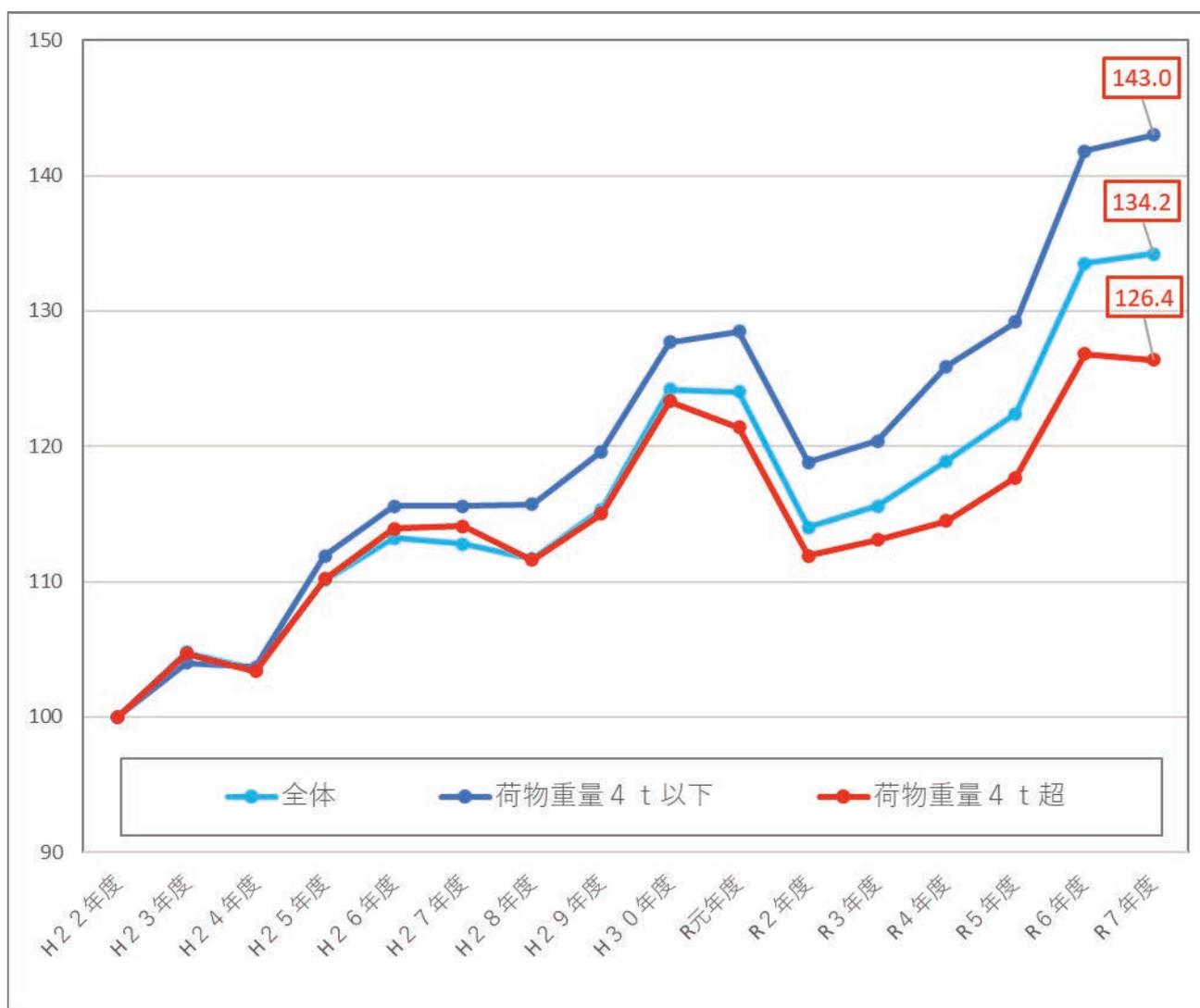


※グラフは平成23年度～平成30年度を省略してあります。

#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	134.2
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	143.0
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	126.4



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 戸塚  
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎  
TEL03-3357-6068

事務連絡  
令和8年2月1日

会員 各位

一般社団法人 香川県トラック協会

### 令和7年度 整備管理者選任後研修のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます

標記研修については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に基づき実施しておりますが、令和7年度整備管理者選任後研修を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

なお、当研修は既に整備管理者として選任されている方が対象となります。

敬具

#### 記

1. 研修日時及び場所

別紙のとおり

2. 研修内容

整備管理に関する関係法令など

※ビデオ視聴による「動画視聴」方式による研修となります。

3. 研修対象者

整備管理者として選任されている方

※また、令和6年度に標記研修をすでに受講された方は対象外となります。

4. 申込締切日

令和8年2月10日（火）協会必着

5. 問合せ先

一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課

電話 087-851-6381

以上

## 令和7年度 整備管理者選任後研修受講希望の皆様へ

(受講申込前に必ずお読みください。)

当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

(受講対象者の一例)

- ・令和5年度に当該研修を受講された整備管理者  
※昨年度受講漏れの方は個別にご相談ください。
- ※令和7年度内に運送事業者において初めて選任された整備管理者は、令和8年度までに受講ください。

以下に該当される方は受講する必要はありません

- ・令和6年度に「整備管理者（選任後）研修」を受講している整備管理者
- ・整備管理者補助者、既に解任されている整備管理者（研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含む。）

当研修は「事前申込制」となります。

- ・原則として、事前申込が無く受講当日の受講希望はお断りしております。

(今回からの変更点)

運輸支局担当者による講義方式から、ビデオ視聴による「動画視聴」方式による研修となります。

手帳制度を廃止し、受講証明として「受講修了証」が発行されます。

「オンライン」方式による研修が開始されました。

- ・インターネット環境が整ったパソコンやスマートフォンを利用して、時間や場所を気にせずに受講することが可能となりました。
- ・お申し込みをいただくと、項目ごとに動画を視聴することができるほか、令和8年2月15日（日）までいつでも受講が可能となります。
- ・申込登録方法や詳細については、以下のURLで検索いただくか、スマートフォンにて下記QRコードを読み取りご確認ください。

○令和7年度 整備管理者選任後研修システムログイン画面

<https://r7-seibi-kanrishakenshu.jp>

四国運輸局 HP



令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課 宛  
 (返信先FAX番号 087-821-4974)

令和7年度 整備管理者選任後研修 受講申込票

月 日	時間 (すべて共通)	会 場	定 員
令和8年 <del>1月7日(水)</del>	【受付】 13:00~13:30  【講義】 13:30~16:30	高松サンポート合同庁舎 <del>(南館1階101大会議室)</del> 高松市サンポート3-33	80名
2月16日(月)		四国交通共済会館 (3階大ホール) 坂出市番の州公園6-6	150名
2月17日(火)		高松サンポート合同庁舎 (北館アイホール) 高松市サンポート3-33	60名
2月18日(水)			60名

○受講希望者データ (複数名のお申込みは当様式をコピーして使用ください。)

(事業者名)	(営業所名)
	(担当者名)
研修受講希望者名 (※)	(ふりがな)
	(生年月日) 年 月 日
受講希望日 (✓印記載)	<input type="checkbox"/> <del>1月7日(水)</del> <input type="checkbox"/> 2月17日(火) <input type="checkbox"/> 2月16日(月) <input type="checkbox"/> 2月18日(水)

※当研修受講対象者は、既に整備管理者として選任されている方となります。

※申込締切日 令和8年2月10日(火) 協会必着

※問い合わせ先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課

電話 087-851-6381

## 【会場案内】

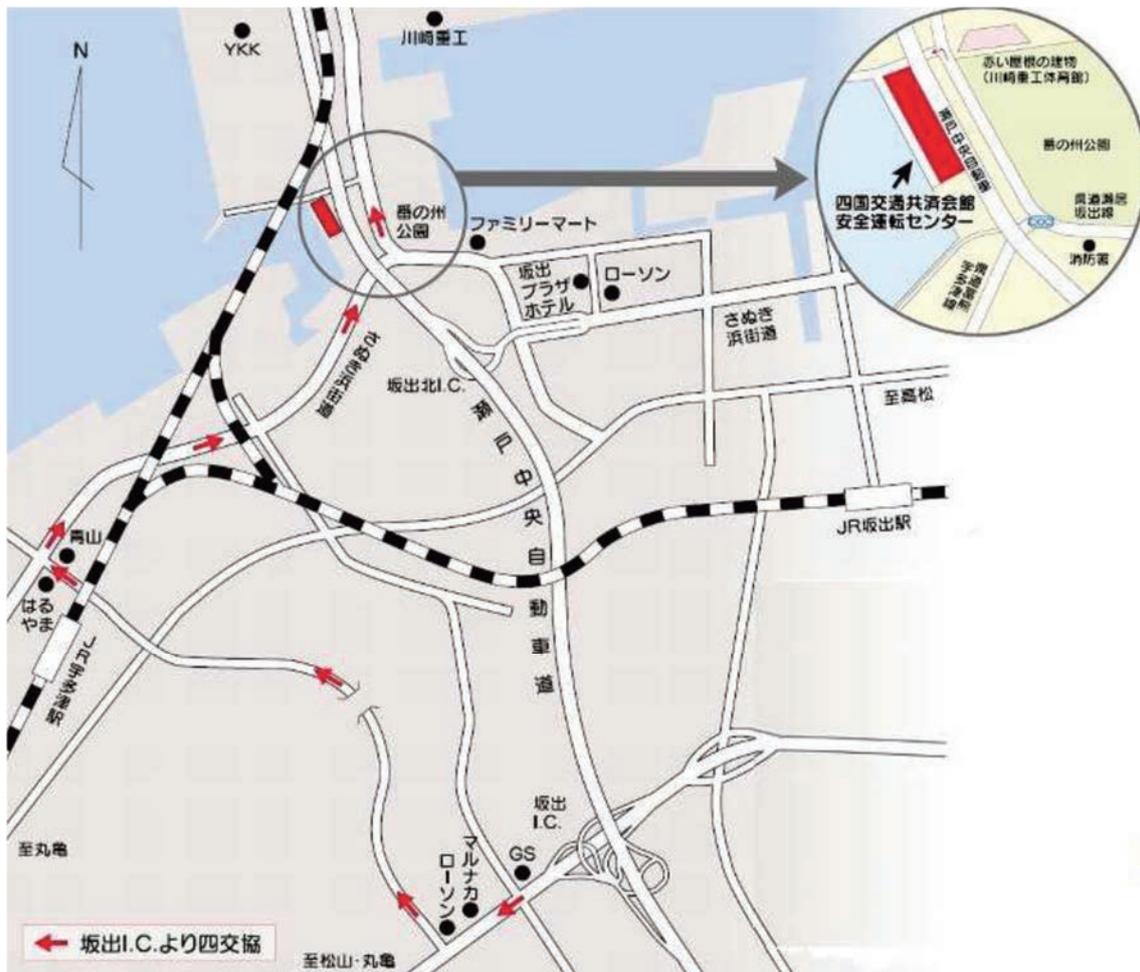
### 四国交通共済会館

住所：坂出市番の州公園6番6号

電話：0877-44-4416

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応しておりません。  
カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、香川運輸支局（電話：087-882-1355）までお願いします。



## 【会場案内】

### 高松サンポート合同庁舎

#### 【重要】

高松サンポート合同庁舎会場には、ご利用いただける駐車場がございません。  
近隣の有料駐車場又は公共交通機関をご利用いただきお越してください。

住所：高松市サンポート3番33号

電話：087-802-6786

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応しておりません。  
カーナビゲーション設定用とお考えください。  
研修内容に対する問合せは、香川運輸支局までお願いします。  
(電話：087-882-1355)

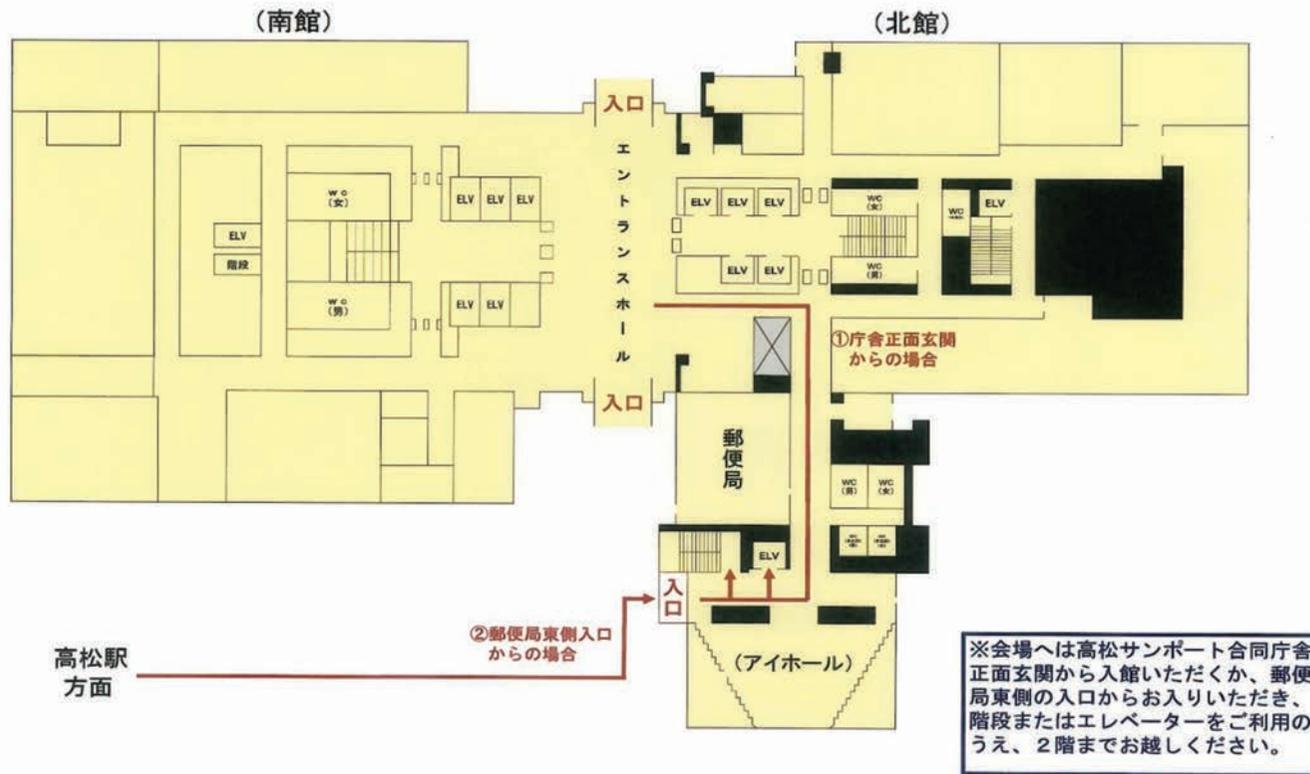


# 高松サポート合同庁舎（南館 1階 101号室）



# 高松サポート合同庁舎（北館アイホール）

高松サポート合同庁舎アイホール案内図



令和 8 年 2 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

### 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

#### ※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

#### ※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

## 記

### 1. 開催日程

#### <初任運転者講習会>

第1回 <del>令和7年 4月10日(木)</del>	第5回 <del>10月9日(木)</del>
第2回 <del>6月5日(木)</del>	第6回 <del>12月4日(木)</del>
第3回 <del>7月10日(木)</del>	第7回 <del>令和8年 1月22日(木)</del>
第4回 <del>9月11日(木)</del>	第8回 2月 5日(木)

#### <事故惹起運転者講習会>

第1回 <del>令和7年 5月22日(木)</del>	第5回 <del>令和8年 1月15日(木)</del>
第2回 <del>7月3日(木)</del>	第6回 3月 5日(木)
第3回 <del>9月18日(木)</del>	
第4回 <del>11月6日(木)</del>	

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。  
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。  
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和7年 4月10日(木)	終了	10月 9日(木)
終了	6月 5日(木)	終了	12月 4日(木)
終了	7月10日(木)	終了	令和8年 1月22日(木)
終了	9月11日(木)		2月 5日(木)

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和7年 5月22日(木)	終了	令和8年 1月15日(木)
終了	7月 3日(木)		3月 5日(木)
終了	9月18日(木)		
終了	11月 6日(木)		

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。  
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

### ○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

### ○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

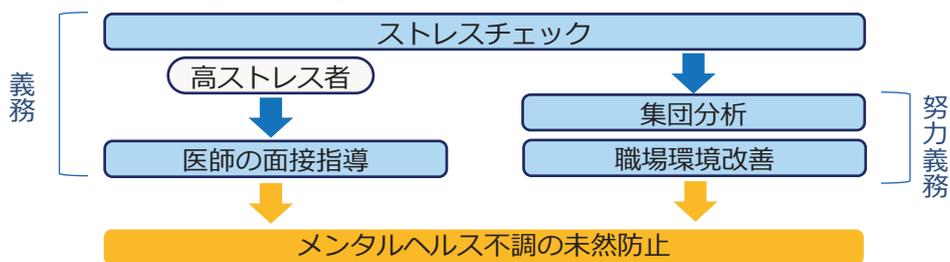
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

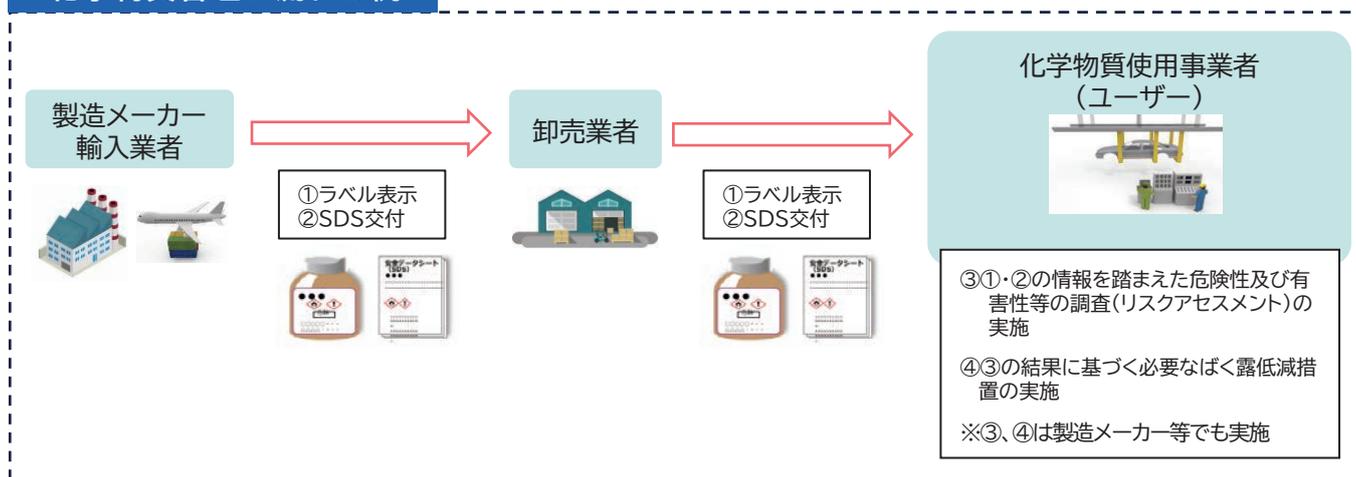


## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等: 当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

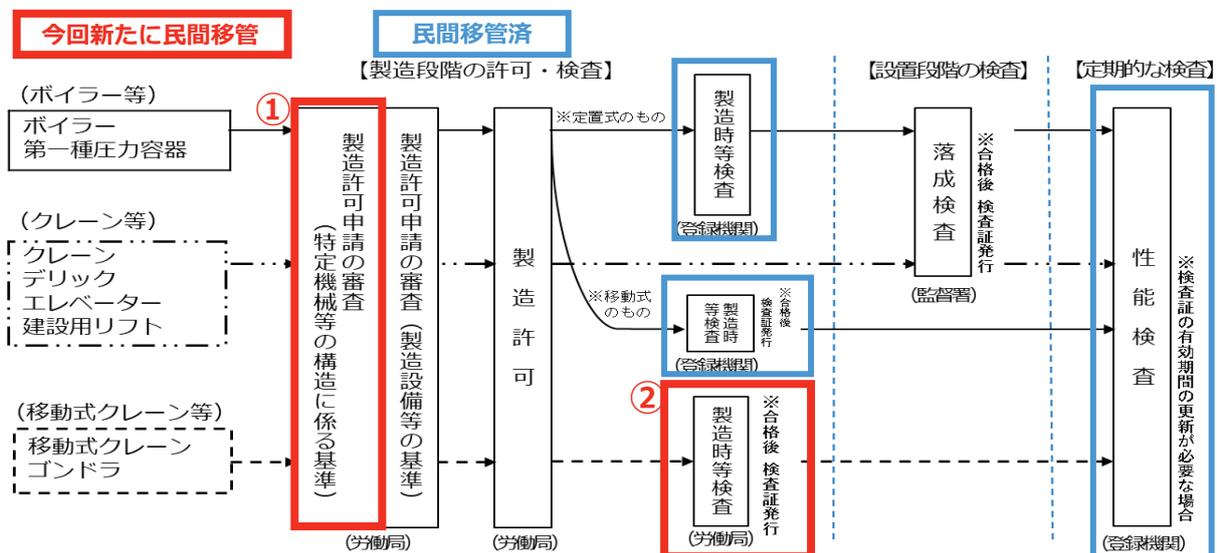
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

### 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

### 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)



安全衛生政策全般の紹介

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)



## 第2回化学物質管理強調月間実施要綱

### 1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上（がん等の遅発性疾病を除く。）の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

### 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

#### 2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

#### 3. 実施体制

##### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

##### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

##### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

##### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

##### (5) 実施者

各事業者

#### 4. 実施事項

##### (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

###### (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

###### (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

###### (ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

###### (エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

###### (オ) 雑誌等を通じた広報

###### (カ) 事業者の実施事項についての指導援助

###### (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

###### (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

## (2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
  - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
  - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
  - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
    - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
    - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
    - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
    - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
    - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
    - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
    - g 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
    - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
    - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

今年度も標記のとおり募集することとなりましたので、是非ご応募ください。

## 令和 8 年度「安全衛生標語」募集のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、当協会の安全ポスター等に用いるほか、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

なお、入選作品につきましては、令和 8 年 11 月 12 日(木)に岐阜県岐阜市にて開催する第 62 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 岐阜において表彰いたします。

皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

### 募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

### 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 標語のテーマ

次の 3 部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるものとします。

- (1) 荷役部門…荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施
- カ フォークリフト、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による災害防止

- (2) 交通部門…交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）
- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進
- エ 交通 KY（交通危険予知活動）の実施
- オ 安全運転の実施

- (3) 健康部門…健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底
- エ 腰痛予防
- オ 熱中症予防（令和 7 年改正労働安全衛生規則による事業者には義務付けられた措置の内容を含む）

## 応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員または従業員の方
- (3) 当協会支部の役職員の方

## 応募の方法

- (1) 作品は、自作で未発表のものに限ります。  
どの部門にも応募できますが、1部門につきお一人3点以内とします。
- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和8年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをご覧ください。  
この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で複数の方の作品を取りまとめて応募される場合は、「事業場一括応募用」をご使用ください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、次の事項を必ず記載してください。
  - ア 応募者の氏名及びふりがな
  - イ 応募者の勤務先  
勤務先名（例：〇〇会社〇〇支店〇〇課）  
勤務先の住所、郵便番号及び電話番号
  - ウ 応募する部門（「荷役」「交通」「健康」）  
事業場で複数の方の作品を取りまとめて応募される場合は、各作品の作者が分かるようにしてください。また、応募を取りまとめた方の氏名及び連絡先も記載してください。
- (4) 上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（はがき、封書）等の方法により、当協会宛てにお送りください。
- (5) 応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考における確認、入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためだけに利用します。その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

## 募集の締切

令和8年3月31日(火)

郵送の場合は、3月31日当日消印有効とします。

## 入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとします。

	入選作品数
最優秀賞	3作品（各部門1作品）
優秀賞	3作品（各部門1作品）
入選	6作品（各部門2作品）

- (2) 令和8年4月に当協会において入選作品を決定し、入選者本人又は応募の取りまとめた方に通知します。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現とするため、若干の変更をお願いする場合があります。

(3) 入選作品は、令和 8 年 5 月に当協会のホームページで公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生 5 月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社・団体等の名称及び所在地（都道府県名）を掲載します。）。

(4) 令和 8 年 11 月 12 日(木)開催の第 62 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 岐阜の式典において、入選作品及び入選者の表彰を行います。

なお、代表者 1 名については、当日、当協会会長から壇上にて表彰状及び賞品を授与します。

自宅又は職場から大会会場（岐阜県岐阜市）までの往復交通費及び宿泊費は、各自のご負担となります。

(5) 入選者には、表彰状のほか、次の賞品を贈呈します。

	賞品
最優秀賞	2 万円分の図書カード
優秀賞	5 千円分の図書カード
入選	3 千円分の図書カード

(6) 入選作品の著作権は、当協会に帰属します。

入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いるほか、会員企業・事業場において広く活用していただきます。

#### 応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10 階

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

E-mail : r8hyougo@rikusai.or.jp

#### ホームページ

[https://www.rikusai.or.jp/event\\_schedule/hyougo](https://www.rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo)

令和8年度「安全衛生標語」応募用紙

応募先・お問合せ先

E-mail : r8hyougo@rikusai.or.jp

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

郵送先: 〒108-0014

東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

応募部門 応募標語(1部門につき3作品以内でお願いします。)

荷役	①
	②
	③
交通	①
	②
	③
健康	①
	②
	③

(ふりがな)

応募者氏名

勤務先	名称			
	住所	〒	—	都道府県 市町村区
	電話番号	—	—	

勤務先の名称は、例えば〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課のようにご記入ください。  
ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表にのみ利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

事業場単位でまとめて応募される場合は「《事業場一括応募用》応募用紙」をご利用ください。







広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

## お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 087-851-6251



## 会員名簿の変更等について

令和8年2月1日

当協会発行の会員名簿(令和7年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
9	有限会社 浅野運送	【 変 更 】 代表者 漆原 鉄也
16	株式会社 ミノツ 三野津急送 株式会社	【 変 更 】 代表者 原 将嘉
16	有限会社 北道運送	【 退 会 】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。